

国民健康保険における保険料水準の統一について

令和7年10月10日東京都運営協議会資料（抜粋）

令和7年度の取組

国の方針を踏まえ、現行の運営方針の中間見直しに向け、区市町村との協議を進めていく

〈協議内容〉

✓ 保険料水準の完全統一に向けた課題整理や目標年度の設定

国の方針

『骨太の方針2024』（令和6年6月21日）

- 国民健康保険制度については、都道府県内の保険料水準の統一を徹底する

『保険料水準統一加速化プラン（第2版）』（令和6年6月26日）

- 完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進める
- 全国において、令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの完全統一への移行を目標とする

検討体制

- 都内国民健康保険事業に係る共通の課題について検討・調整を図ることを目的として設置している「東京都国民健康保険連携会議」において、区市町村との検討、協議を実施
- 特別区（5名）・市（5名）・町村（2名）の国保主管課長、東京都国民健康保険団体連合会、都を含む16名で構成

検討の流れ

※連携会議終了後、全区市町村を対象に意見照会を行い、検討を深めていく

	令和7年度				令和8年度		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
	完全統一の目標年度(案)、工程表(案)の検討、とりまとめ				運営方針中間見直し(目標年度、工程表決定)		
連携会議	第1回 (6/30)	第2回 (8/28)	第3回 (11月)	第4回	第1回	第2回	第3回
国保運営協議会			● 第1回 ● 第2回	● 第3回		● 第1回	● 第2回

国民健康保険における保険料水準の統一について

完全統一の取組状況

令和6年度からの各都道府県の運営方針における、保険料水準の統一に向けた取組予定は以下のとおり

	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度～17年度
国の方針等	運営方針 (R6～R11)						運営方針 (R12～R17)	
			R8 目標年度の 意思決定				R12 納付金ベース の統一 ※現行の運営方針 期間中	R15 or R17 完全統一 ※令和15年度まで、 遅くとも令和17年度 (令和18年度保険料 算定)まで
完全統一 の 目標年度	R6 大阪府 奈良県 《完全統一 達成済み》			R9 滋賀県		R11 福島県、大分県	R12 北海道、青森県、 埼玉県、福井県、 山梨県、兵庫県、 和歌山県、 高知県、佐賀県、 熊本県	R12～R15 宮城県 R12～R17 広島県 R15 群馬県 R18 神奈川県、 香川県
納付金 ベースの 統一等の 目標年度					R10 栃木県	R11 岩手県、山形県、 千葉県、岐阜県、 愛知県、鳥取県 徳島県、愛媛県	R12 東京都、富山県、 長野県、静岡県、 山口県	R15 秋田県、 鹿児島県
目標年度 を定めてな い	茨城県、新潟県、石川県、京都府、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県							

※令和7年3月13日開催・全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料、令和7年6月10日国保新聞をもとに作成